

動薬協会発 333 号

平成23年11月24日

社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 岡本 雄平
(公印省略)

今冬の電力需給対策及び節電等へのご協力のお願について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



23消安第4238号
平成23年11月16日

社団法人日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



今冬の電力需給対策及び節電等へのご協力のお願について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成23年11月1日に開催された「電力需給に関する検討会合」（以下「検討会合」という。）において、今冬の電力需給対策が別添1参考のとおり決定されました。

今冬の電力需給バランスについては、一般的に冬期の需要は夏期に比べて低いことから、全国的に見れば、今夏ほど深刻とはならない見通しです。しかしながら、関西電力及び九州電力については、来年1月頃に厳しくなる見通しです。

「検討会合」の決定では、計画停電の実施や需給ひっ迫による停電の発生を回避するため、次の対応を行うこととされています。

- ① 関西電力管内では、別添資料で定めるピーク期間・時間帯において、10%以上の節電要請を行う。
- ② 九州電力管内では、別添資料で定めるピーク期間・時間帯において、5%以上の節電要請を行う。
- ③ その他の電力会社（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力）管内については、別添資料で定めるピーク期間・時間帯において、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電要請を行う。

貴団体におかれましては、貴団体会員企業に対し、上記の内容、特に、冬期の節電メニュー（事業者向け、家庭向け）を参考とした節電への取組について周知いただくとともに、それぞれの業界・企業において節電の取組が推進されるようご協力よろしくお願い申し上げます。

また、平成23年11月1日に開催された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギー対策について」が決定され、別添2写しのとおり内閣府政策統括官から通知があったところです。貴団体におかれましては、貴団体会員企業に対し、冬季の省エネルギーの推進についても、併せて周知いただくようお願い申し上げます。

（別添1）

○今冬の政府の節電の取組について（内閣官房）

（参考）

○今冬の電力需給対策について

（参考資料）

○冬期の節電メニュー（事業者向け）

○冬期の節電メニュー（家庭向け）

○事業者の皆様・ご家庭の皆様へ、今冬の節電へのご協力をお願い

（別添2）

○冬季の省エネルギー対策について（通知写し）



(別添1)

今冬の政府の節電の取組について

平成23年11月1日

内閣官房

「今冬の電力需給対策について」(平成23年11月1日電力需給に関する検討会合決定)に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

- ① 政府の需要設備については、「今冬の電力需給対策について」の「4.(3)各地域の節電要請」に基づき、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)を抑制する。
- ② 具体的な節電の取組事項については、需要設備が存する地域の節電要請の内容を踏まえ、今夏の各府省における取組や「冬期の節電メニュー(事業者の皆様)」(平成23年11月1日電力需給検討会合資料3(参考資料1))を参考にしつつ実施する。
- ③ なお、独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、各法人の需要設備が存する地域の節電要請の内容を踏まえ、今夏の各法人における取組や「冬期の節電メニュー(事業者の皆様)」(平成23年11月1日電力需給検討会合資料3(参考資料1))を参考にしつつ実施するよう要請する。

今冬の電力需給対策について

平成23年11月1日
電力需給に関する検討会合

1. 今夏の電力需給対策の総括

(1) 今夏、東京電力及び東北電力管内においては、ピーク期間・時間帯[※]の使用最大電力について▲15%の抑制(節電)を要請し、特に大口需要家については電気事業法第27条に基づく使用制限を実施する等の対応を行った。また、関西電力管内においては、全体として▲10%以上の節電の要請を行った。中西日本のその他の電力管内(中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力の各管内)においては、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での節電に取り組んだ。

※各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

(2) こうした要請等を踏まえた需要家の皆様の節電の協力等により、需要は各地域において概ね目標とする水準で推移し[※]、電力会社による供給力の積上げの努力や機動的な電力融通等の対応と相まって、計画停電や需給ひっ迫による停電は回避することができた。

※今年の需要・気温が高かった日と気温が同程度の日を選定して比較した場合、東京電力で▲19%、東北電力で▲18%、関西電力で▲8%

(3) なお、需要動向を個別に見ると、東京電力及び東北電力管内の大口需要家においては、電気事業法第27条に基づく使用制限等により、目標以上の節電が行われる傾向があった。また、小口需要家においては、自主的な数値目標であっても、概ね目標に応じた節電が行われた。さらに、家庭においては、自主的な数値目標であっても、具体的な節電メニューを提示することにより、無理のない範囲で節電が行われた。

2. 今冬の需給見通し

(1) 全般

今冬の電力需給バランスについては、一般的に冬期の需要は夏期に比べて低いことから、定期検査等により停止中の原子力発電所が再起動しない場合であっても、全国的に見れば、今夏ほど深刻とはならない見通しである。

(2) 東日本(北海道、東北、東京電力管内)

東北電力については予備率が▲3.4%(1月)となるものの、東日本3社合計で

は予備率 4.6%(1 月)となる見込みである。

(3) 中西日本(中部、北陸、関西、中国、四国、九州電力管内)

関西電力及び九州電力について、予備率がそれぞれ▲7.1%(1 月)及び▲2.2%(1 月)と厳しくなる見通しであるものの、中西日本6社合計では予備率 0.6%(1 月)となる見込みである。

3. 今冬の需給対策の基本的考え方

以上の状況を踏まえ、計画停電の実施や需給ひっ迫による停電の発生を回避するため、以下の対応を行う。

(1) 供給面

- ① 引き続き、供給力の積み増し努力を続けていく。
- ② 日々の電力系統の運用において、各社の需給状況を踏まえつつ、更に機動的な相互の融通を行うことで、需給が逼迫する地域の需給バランスを確保できるような対応を行う。

(2) 需要面

供給力の最大限の積上げを行った上でもなお存在する需給ギャップについては、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制(節電)により対応する。節電に当たっては、経済社会への影響を最小化するため、以下の考え方に基づいて行うこととする。

- ① 電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限は行わない。
- ② 具体的な節電の要請に当たっては、経済活動や国民生活の実態に応じた、きめ細かな対応を求める。

上記に加え、政府としても、電力需給ギャップの解消に向け、予算、規制改革等、あらゆる措置を検討し、できる限りの措置を講じる。その際、短期的に効果がある措置に限定せず、今後1～3年間を見据えて効果が期待される措置もあわせて講じる。

4. 今冬の需給対策

上記基本的考え方を踏まえ、今冬の需給対策として、以下の対応を行う。

(1) 東日本(別紙1参照)

- ① 東北電力管内の予備率は▲3.4%(1 月)となるが、被災地の復興需要に配慮し、今夏同様、東京電力及び北海道電力からの融通を最大限活用し、供給力を確保する。

- ②他方、電源脱落等のリスクに備える必要があること等に鑑み、需要家の方々に対して、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電(具体的には、照明・空調機器等の節電など)を要請する(具体的な数値目標は示さない。)。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

(2)中西日本(別紙1参照)

- ① 中西地域全体で見ても予備率が3%に達していないこと、電源脱落などに備える必要があることから、今夏同様、電力会社間の融通を最大限活用するとともに、需要家の方々に自主的な節電を要請する。
- ② 特に、供給力が最大需要見通しを下回る関西電力及び九州電力管内については、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)について、今夏の大口需要家・小口需要家・家庭別の需要分析を踏まえ、数値目標を伴うきめ細かな節電要請を行うこととする。その他の電力会社(中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力)管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲でのピーク期間・時間帯の使用最大電力の抑制(kW)(具体的には、照明・空調機器等の節電など)を要請する(具体的な数値目標は示さない。)。その際、特に、被災地においては、無理な節電を強いることのないよう配慮する。

(3)各地域の節電要請(ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制※別紙2)

<関西電力管内>

- ① 節電目標(▲10%以上の節電)
- i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を③の基準電力の90%を超えない水準に抑制するよう要請する。
 - ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合(※1)や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門(※2)については上記の期間・時間帯において共通目標(▲10%以上)を上回る使用最大電力(kW)の抑制を要請する。

※1 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙3)を参考とする。

※2 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門(オフィス部門等)をいう。
(例1)病院 : 患者への医療サービスの提供に関する設備機能を除く事務・間接部門
(例2)鉄道 : 列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門
(例3)金融業: システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例4)製造業：製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19(月)～3/23(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く) 9:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

<九州電力管内>

①節電目標(▲5%以上の節電)

i 大口需要家・小口需要家・家庭それぞれ②に定める期間・時間帯において、使用最大電力(kW)を③の基準電力の95%を超えない水準に抑制するよう要請する。

ii 病院や鉄道などライフライン機能等の維持に支障が出る場合(※1)や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合等については、機能維持への支障や生産活動への実質的な影響が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請する。なお、その場合には、当該需要家の業務部門(※2)については上記期間・時間帯において共通目標(▲5%以上)を上回る使用最大電力(kW)の抑制を要請する。

※1 当該需要家における業務部門以外の部門が実施する節電の目安としては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙3)を参考とする。

※2 業務部門とは、それぞれの大口・小口需要家における事務・間接部門(オフィス部門等)をいう。

(例1)病院：患者への医療サービスの提供に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例2)鉄道：列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例3)金融業：システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例4)製造業：製造部門以外の事務所等

②節電期間

12/19(月)～2/3(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く) 8:00～21:00

③基準電力

前年同月の使用最大電力の値(kW)等を基準の目安とする。

④管内における複数の事業所が共同して節電目標を設定し、取り組むことも可能。

<その他>

その他の電力会社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力及び四国電力)管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での以下の期間・時間帯における使用最大電力の抑制(具体的には、

照明・空調機器等の節電など)を要請する。上記期間以外の関西電力・九州電力管内についても同様とする。

節電期間:

12/1(木)～3/30(金)の平日(12/29,12/30,1/3,1/4を除く)

9:00～21:00 (九州電力管内については 8:00～21:00)

(4) 情報提供等

- ① 政府は、事業者及び家庭向けに具体的な冬の節電メニューを提示する。その際、今回の節電要請は、個々の需要家の電気の使用量(kWh)の合計ではなく、ピーク期間・時間帯の使用最大電力(kW)の抑制を要請するものであることを明確にする。
- ② 電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(携帯事業者やインターネット事業者等)による幅広い情報提供に積極的に協力する。
- ③ 電力需給の逼迫が予想される場合には、電力会社において需給調整契約の最大限の活用により大口需要家等の需要抑制を行うとともに、政府において「需給逼迫警報」を発令し、すべての需要家に対して一層の節電を要請する。
- ④ 政府及び政府関係機関においては、上記(3)の節電目標に基づき、節電に率先して取り組む。

以上

今冬の需給バランス

12月	(万kW)	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給－需要 (予備率)	52 (9.0%)	▲71 (▲5.3%)	344 (6.7%)	153 (6.8%)	14 (0.5%)	39 (7.6%)	52 (5.1%)	17 (3.3%)	▲19 (▲1.3%)	325 (4.6%)	256 (3.1%)	581 (3.8%)
	最大電力需要	575	1,350	5,150	2,234	2,549	509	1,018	520	1,482	7,075	8,312	15,387
	供給力	627	1,279	5,494	2,387	2,563	548	1,070	537	1,463	7,400	8,568	15,968

1月	(万kW)	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給－需要 (予備率)	71 (12.3%)	▲48 (▲3.4%)	307 (6.0%)	145 (6.2%)	▲188 (▲7.1%)	33 (6.2%)	72 (6.7%)	24 (4.6%)	▲34 (▲2.2%)	330 (4.6%)	52 (0.6%)	382 (2.4%)
	最大電力需要	579	1,390	5,150	2,342	2,665	528	1,074	520	1,533	7,119	8,662	15,781
	供給力	650	1,342	5,457	2,487	2,477	561	1,146	544	1,499	7,449	8,714	16,163

2月	(万kW)	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給－需要 (予備率)	86 (15.3%)	▲6 (▲0.5%)	225 (4.4%)	145 (6.2%)	▲253 (▲9.5%)	31 (5.9%)	72 (6.7%)	11 (2.1%)	32 (2.2%)	305 (4.3%)	38 (0.4%)	343 (2.2%)
	最大電力需要	563	1,370	5,150	2,342	2,665	528	1,074	520	1,474	7,083	8,603	15,686
	供給力	649	1,364	5,375	2,487	2,412	559	1,146	531	1,506	7,388	8,641	16,029

3月	(万kW)	北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東3社	中西6社	9電力
	供給－需要 (予備率)	36 (6.7%)	87 (6.9%)	182 (3.6%)	168 (7.7%)	▲194 (▲7.9%)	37 (7.5%)	99 (10.0%)	61 (13.0%)	60 (4.4%)	305 (4.5%)	230 (2.9%)	535 (3.6%)
	最大電力需要	545	1,270	5,023	2,175	2,459	496	984	469	1,377	6,838	7,960	14,798
	供給力	581	1,357	5,205	2,343	2,265	533	1,083	530	1,437	7,143	8,190	15,333

※ 最大電力需要については東北電力管内は震災の影響を考慮した見通し。東京電力管内は平成22年度冬ピーク実績をベースに定めたもの。
他の電力管内は平成22年度冬ピーク実績又は各社の平成23年度冬ピーク見通しのいずれか高い方で想定。

使用最大電力(kW)の抑制について

(別紙2)

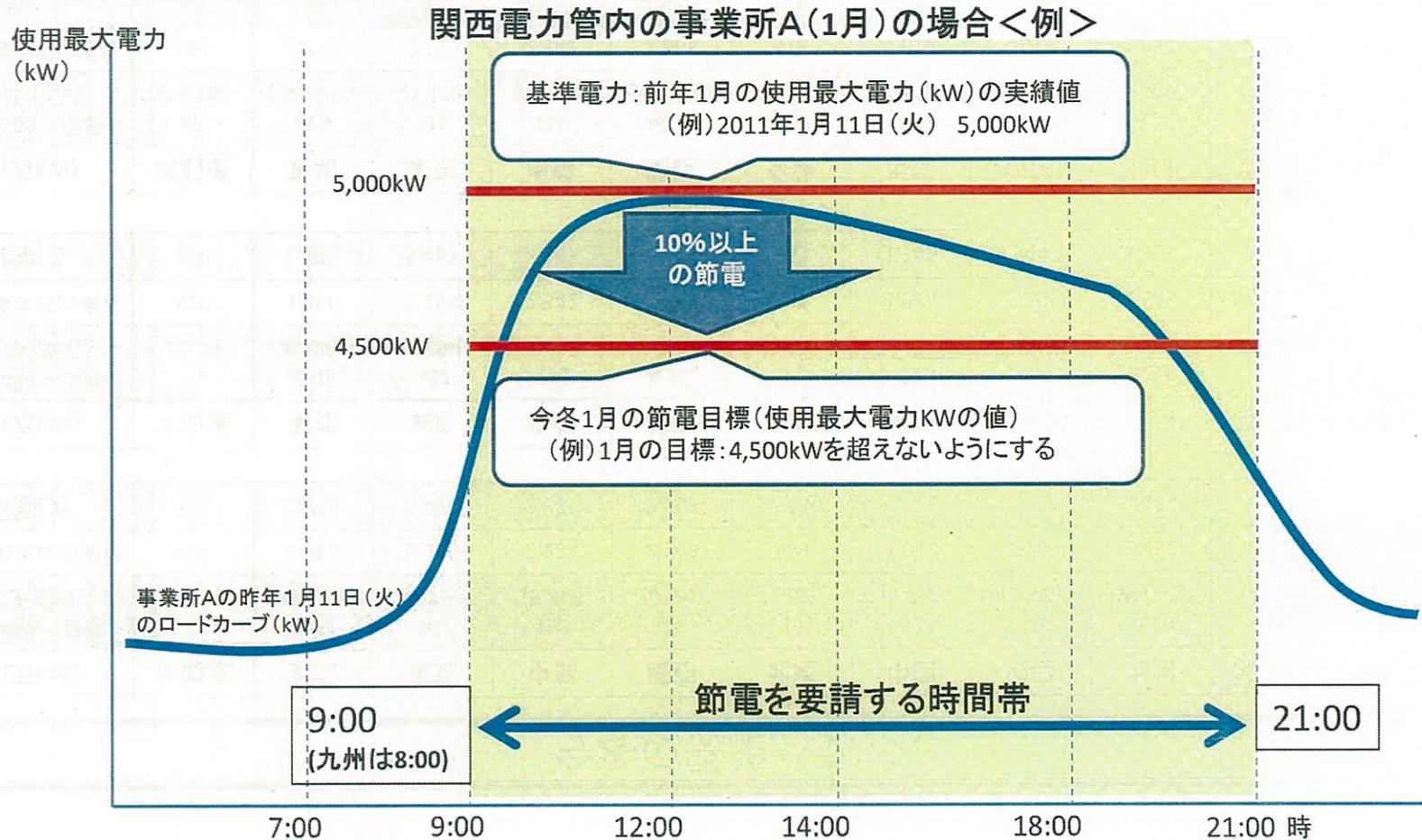
①ピーク期間・時間帯(※1)において、それぞれの事業所等の前年同月(※2)の使用最大電力(kW)の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。(以下の、関西電力管内における事業所A(1月)の例の場合、前年1月の使用最大電力5,000kWに対し、今冬10%以上の節電により、今冬1月における平日(1/3, 1/4を除く)9:00-21:00の時間帯は、使用最大電力(kW)が、4,500kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。)

※1) 各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

例: 関西電力管内であれば、数値目標を設定するのは12月19日-3月23日(12/29-1/4を除く) 平日 9:00-21:00

※2) 2012年1月であれば2011年1月の使用最大電力(kW)等

②1日(24時間)を通じた電気の使用量(kWh)の合計の抑制ではありません。



(別紙3)

東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用
に当たっての制限緩和措置の考え方(平成23年夏期)

平成23年夏期、東京・東北電力管内における大口需要家については、原則、
昨年の使用最大電力の値の15%削減した値を使用電力の上限とし、例外とし
て以下の制限緩和措置を講じた。

(1) 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

①医療関係

- 医療施設：削減率0%
- 使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品・医療機
器製造販売業及び製造業、医薬品卸売販売業：削減率0%

②老人福祉・介護関係

- 使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、
介護保険施設、障害児(者)福祉施設等：削減率0%

③衛生・公衆安全関係

- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する
坑排水処理事業：削減率0%
- 上下水道、上下水道等に原水を供給する揚水機場(調整池を有さない
ものに限る)：削減率5%
- 産業廃棄物処理施設(焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設であ
る場合に限る)：削減率5%
- 火葬場：削減率10%
- と畜場：削減率10%

(2) 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備(例：データセンター、金融機関、
航空、通信関係のシステム)：削減率(変動幅に連動)
- クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備：削減率(変動幅に連
動)

※電力使用の変動幅と削減率

変動幅10%未満：削減率0%

10%以上15%未満：削減率5%

15%以上20%未満：削減率10%

②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

i) 交通関係

- 鉄道一般 12時～15時：削減率15%、その他の時間帯：削減率0%
- 東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル：削減率0%
- ローカル路線 片道3本/時：削減率0%、片道4, 5本/時：削減率5% (9時～12時、15時～20時は0%)

ii) 航空関係

- 航空保安施設：削減率5%
- 空港ターミナルビル：削減率5%

iii) 物流関係

- 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業：削減率5%
- 中央・地方卸売市場：削減率5%
- 港湾運送等に係る需要設備：削減率5%

iv) 宿泊関係

- ホテル・旅館：削減率10%

v) エネルギー供給関係

- 発電のためのガス供給等に係る需要設備：削減率0%
- 発電所等に送水する工業用水：削減率5%

vi) その他

- 一般紙の夕刊印刷工場 12時～15時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%
- 夕刊紙の印刷工場 10時～12時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%

(3) その他

- 一括受電マンション等：契約電力上限
- 平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備について、同一法人の他の需要設備の削減量に考慮
- 設備の検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値を契約電力とする緩和措置



冬期の節電メニュー (事業者の皆様)

①今冬の節電へのご協力をお願い	P.1
②冬期の電力需要の特徴	P.4
③業種別の節電メニューの例	
・ オフィスビル	P.5
・ 卸・小売店(百貨店、ドラッグストア等)	P.8
・ 食品スーパー	P.10
・ 医療機関(病院、診療所)	P.12
・ ホテル・旅館	P.14
・ 飲食店(ファミレス、居酒屋等)	P.16
・ 学校(小中高校)	P.18
・ 製造業	P.20
・ 記載例	P.22
④取組の例	P.23

平成23年11月
経済産業省

今冬の節電へのご協力のお願い

事業者の皆様への節電のご協力のお願い

今冬、関西電力・九州電力管内を中心に、電力不足が懸念されます。政府、電力会社においては、引き続き供給力の確保に最大限の努力をして参りますが、それでもなお電力需要と供給力にはギャップが発生することが懸念されます。

大変なご迷惑をおかけしますが、需給ギャップによる停電の発生を回避するため、ライフライン機能の維持や生産活動等に実質的な影響が生じない範囲で、以下のとおり自主的な節電のご協力をお願い申し上げます。

(1) 関西電力管内

12/1 平日9:00-21:00 数値目標なしの節電	12/19 平日（年末年始は12/29～1/4を除く） 9:00-21:00 ▲10%以上の節電※	3/23 平日9:00-21:00 数値目標なしの節電	3/30
-----------------------------------	--	-----------------------------------	------

※関西電力管内にて節電をお願いする期間・時間帯において、それぞれの需要家の前年同月の使用最大電力（kW）の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。（次項以降参照）

※▲10%以上の節電を実施した場合、ライフライン機能等への支障や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合には、影響が生じない範囲で自主的に目標を設定頂き、節電をお願い致します。その場合には、事業所の業務部門については共通目標（▲10%以上）を上回る節電をお願いします。（次項以降参照）

(2) 九州電力管内

12/1 平日8:00-21:00 数値目標なしの節電	12/19 平日（年末年始は12/29～1/4を除く） 8:00-21:00 ▲5%以上の節電※	2/3 平日8:00-21:00 数値目標なしの節電	3/30
-----------------------------------	---	----------------------------------	------

※九州電力管内にて節電をお願いする期間・時間帯において、それぞれの需要家の前年同月の使用最大電力（kW）の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。（次項以降参照）

※▲5%以上の節電を実施した場合、ライフライン機能等への支障や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合には、影響が生じない範囲で自主的に目標を設定頂き、節電をお願い致します。その場合には、事業所の業務部門については共通目標（▲5%以上）を上回る節電をお願いします。（次項以降参照）

(3) その他の電力管内（北海道、東北、東京、中部、北陸、中国、四国）

12/1 平日（年末年始は12/29～1/4を除く） 9:00-21:00 数値目標なしの節電※	3/30
---	------

※平日（年末年始は12/29～1/4を除く）9:00-21:00において、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲（照明・空調等の節電等）での節電をお願いします。

■被災された地域の需要家の皆様へ

特に無理のない範囲でのご協力をお願い致します。

（例えば、昼休みの消灯、使用していないエリアのこまめな消灯等）

■寒冷地の需要家の皆様へ

暖房機器の節電に当たっては、特に無理のない範囲でのご協力をお願い致します。

今冬の節電へのご協力のお願い

使用最大電力 (kW) の抑制について

①ピーク期間・時間帯 (※1) において、それぞれの需要家の前年同月 (※2) の使用最大電力 (kW) の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。

※1) 各電力会社管内において節電を要請する期間・時間帯。

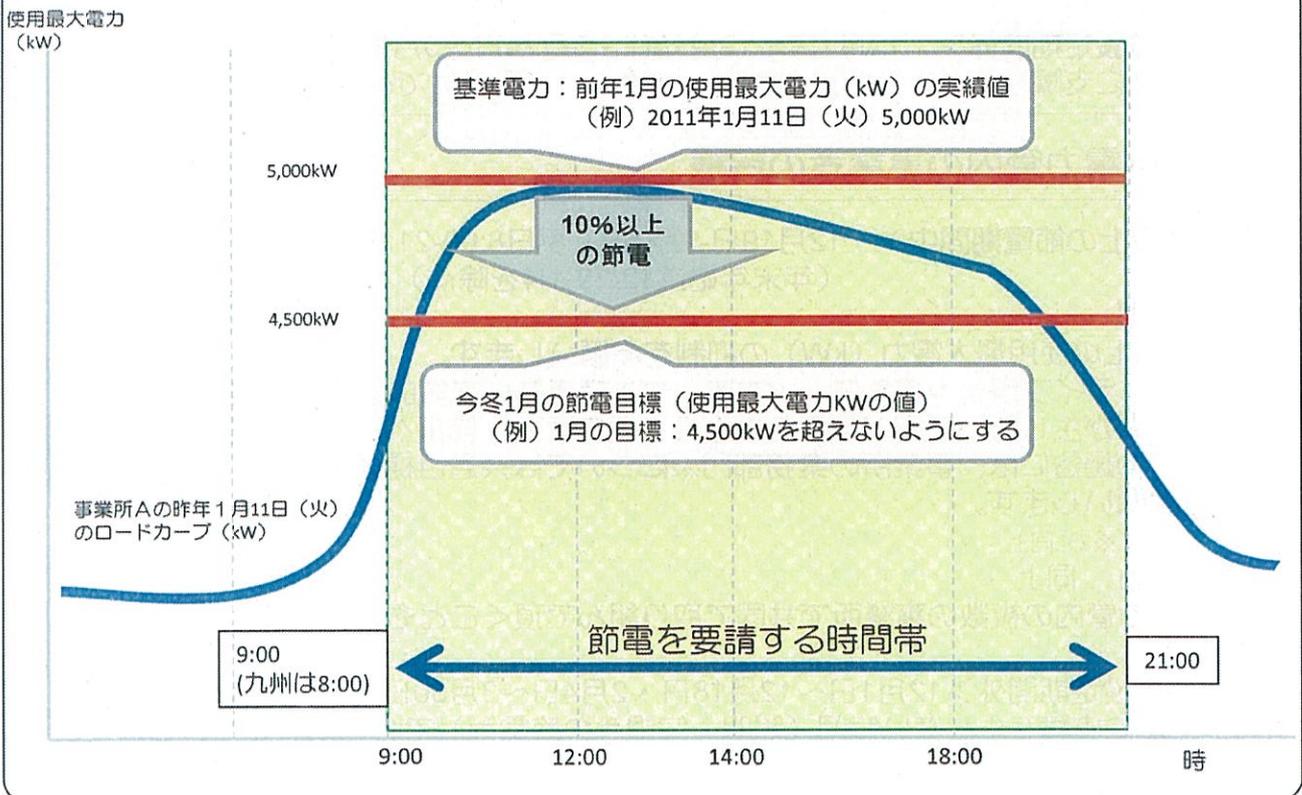
例：関西電力管内であれば、数値目標を設定するのは12月19日-3月23日 (12/29-1/4を除く) 平日9:00-21:00

※2) 2012年1月であれば2011年1月の使用最大電力 (kW) 等

②1日 (24時間) を通じた電気の使用量 (kWh) の合計の抑制ではありません。

関西電力管内の事業所A (1月) の場合<例>

以下の、関西電力管内における事業所A (1月) の例の場合、前年1月の使用最大電力 5,000kWに対し、今冬10%以上の節電により、今冬1月における平日 (1/3, 1/4を除く) 9:00-21:00の時間帯は、使用最大電力 (kW) が、4,500kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。



今冬の節電へのご協力のお願い

(1) 関西電力管内の事業者の皆様

＜▲10%以上の節電期間中＞ 12月19日-3月23日 平日 9:00-21:00
(年末年始は12/29-1/4を除く)

①節電目標

- i ▲10%以上の使用最大電力(kW)の抑制をお願いします。
- ii ただし、ライフライン機能等への支障※1や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合には、影響が生じない範囲で自主的に目標を設定頂き、節電へのご協力をお願い致します。その場合には、事業所の業務部門※2については共通目標(▲10%以上)を上回る節電をお願いします。

※1) 当該事業所における業務部門以外の部門におかれましては、平成23年夏期の東京・東北電力管内における電気事業法27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方を参考として下さい。

(「冬期の電力需給対策について」別紙3参照)

※2) 業務部門とは、それぞれの事業所における事務・間接部門(オフィス部門等)です。

(例1) 病院 : 患者への医療サービスの提供に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例2) 鉄道 : 列車の運行に関する設備・機能を除く、事務・間接部門

(例3) 金融業 : システムセンターなど取引や情報処理に関する設備・機能を除く事務・間接部門

(例4) 製造業 : 製造部門以外の事務所等

②基準電力

前年同月の使用最大電力の値等を基準の目安としてお願いします。

(例: 2012年1月であれば2011年1月の使用最大電力等の値を目安として下さい。)

③関西電力管内の複数の事業所で共同で取り組んで頂くことも可能です。

＜数値目標設定期間外＞ 12月1日～12月18日・3月24日～3月30日 平日9:00-21:00
経済活動に支障を生じない範囲(照明・空調等の節電等)での節電をお願いします。

(2) 九州電力管内の事業者の皆様

＜▲5%以上の節電期間中＞ 12月19日-2月3日 平日8:00-21:00
(年末年始は12/29-1/4を除く)

①節電目標

- i ▲5%以上の使用最大電力(kW)の抑制をお願いします。
- ii ただし、ライフライン機能等への支障※1や生産活動に実質的な影響を及ぼす場合には、影響が生じない範囲で自主的に目標を設定頂き、節電へのご協力をお願い致します。その場合には、事業所の業務部門※2については共通目標(▲5%以上)を上回る節電をお願いします。

※1)、※2) 同上

②基準電力 同上

③九州電力管内の複数の事業所で共同で取り組んで頂くことも可能です。

＜数値目標設定期間外＞ 12月1日～12月18日・2月4日～3月30日 平日8:00-21:00
経済活動に支障を生じない範囲(照明・空調等の節電等)での節電をお願いします。

(3) その他の電力管内の事業者の皆様 (北海道、東北、東京、中部、北陸、中国、四国)

12月1日-3月30日 平日9:00-21:00
(年末年始は12/29-1/4を除く)

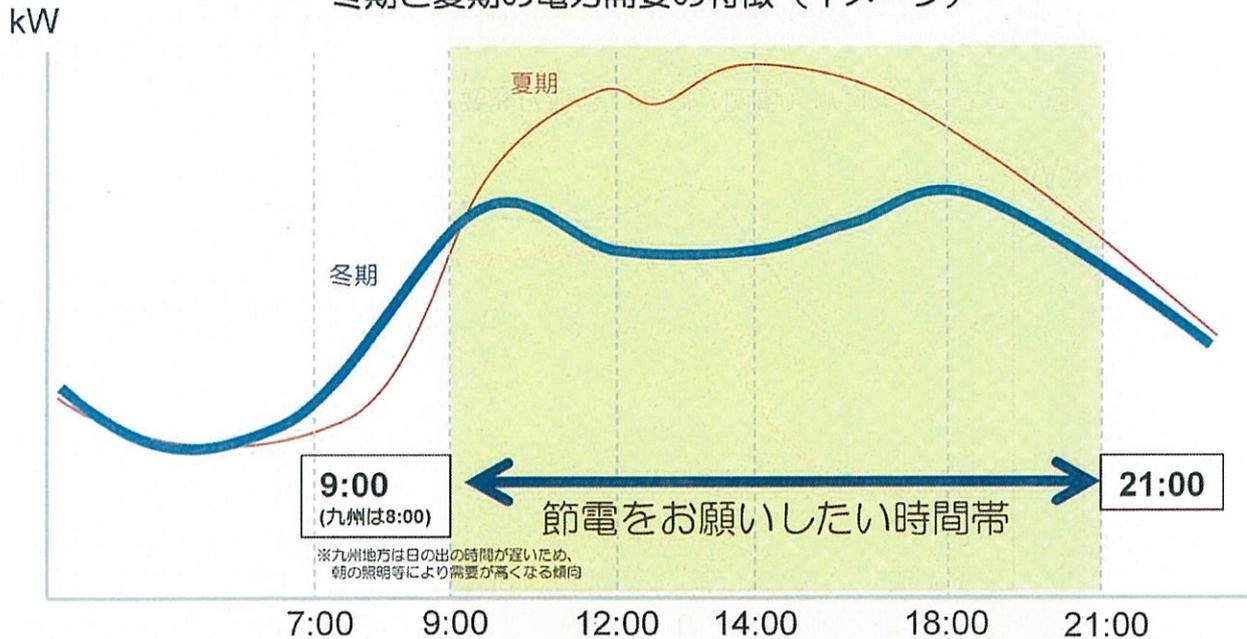
経済活動に支障を生じない範囲(照明・空調等の節電等)での節電をお願いします。

冬期の電力需要の特徴

(1) 冬期の電力需要の特徴（夏期との比較）

- ①冬期のピークは、夏期（14時頃）と異なり、朝・夕を中心に長時間となる傾向。
- ②夏期に比べ、夜の需要が下がりにくく、昼夜の差が小さい。

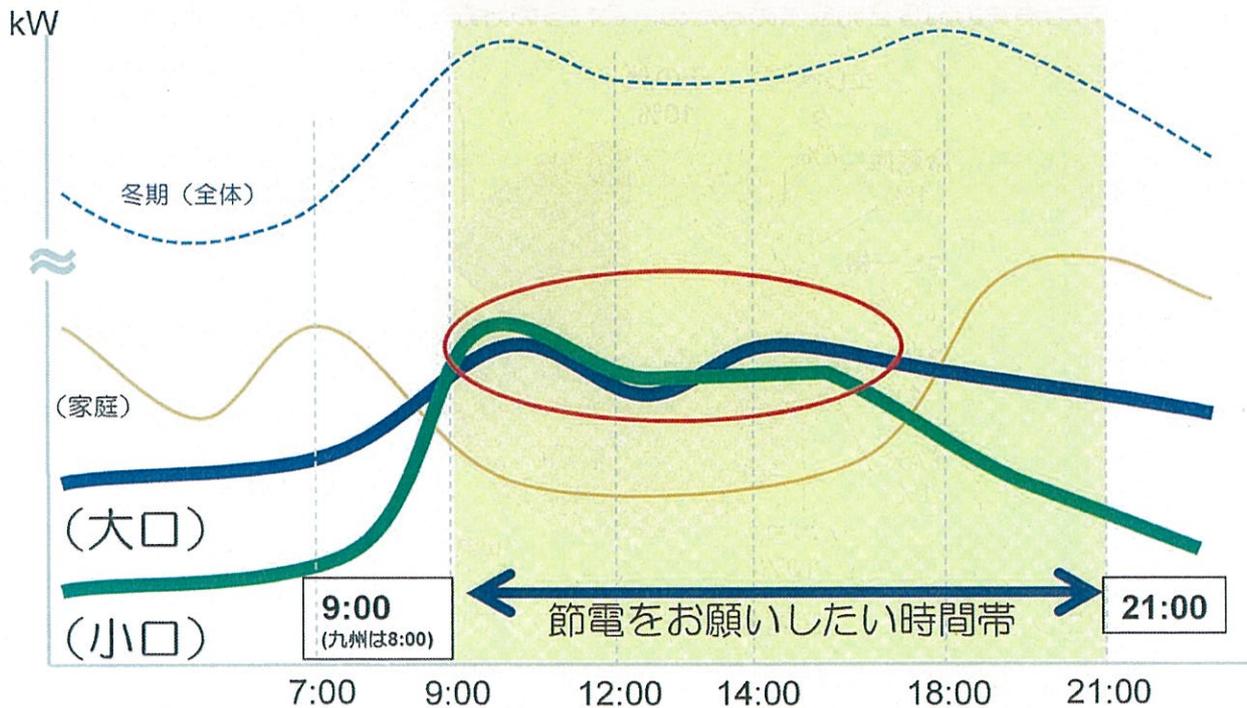
冬期と夏期の電力需要の特徴（イメージ）



(2) 冬期の電力需要の特徴（大口需要家・小口需要家・家庭別の需要構造）

- ①大口・小口需要家の電力需要は、特に朝10時頃から最大ピークとなる傾向。
- ②家庭の電力需要は夕方から夜にかけて最大ピークとなる傾向。

冬期平日の電力の使い方（イメージ）



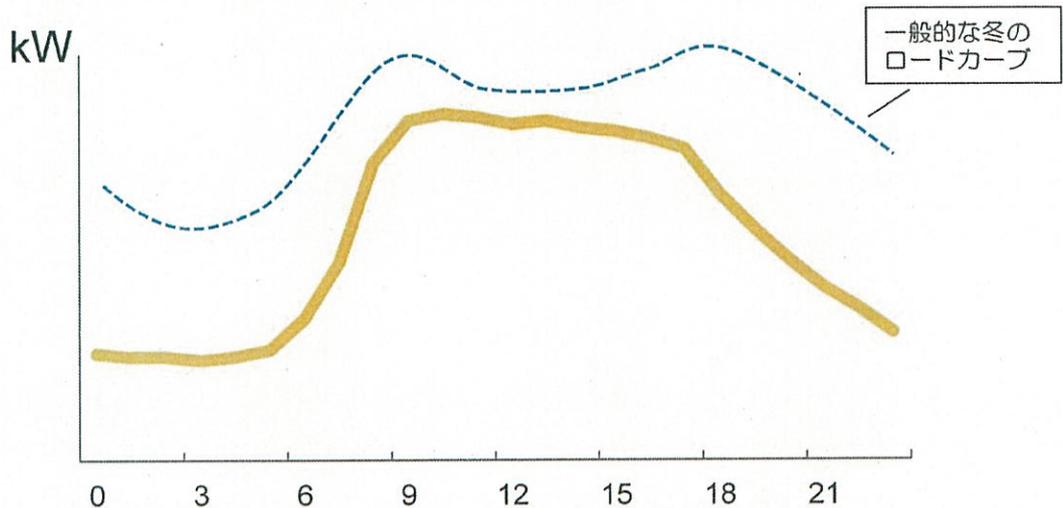
オフィスビル

■ オフィスビルの電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（冬期のピーク日）

- 電気による暖房を使用するオフィスビルにおいては、館内を暖めるため、午前中にピークとなります。

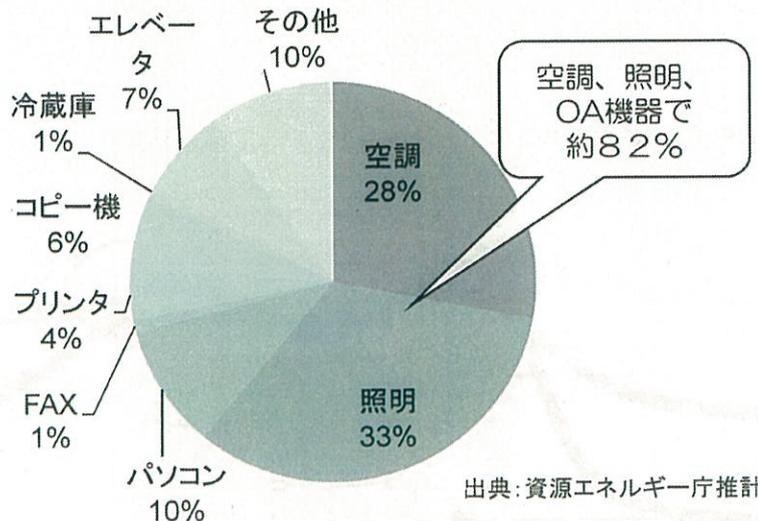
図1：オフィスビル（事例）における電力需要カーブのイメージ



出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬期のピーク時断面（例））

- 電力消費のうち、空調用電力が約28%、照明が約33%、OA機器（パソコン、コピー機等）が約21%を占めます。
- これらで電力消費の約82%を占めるため、これらの分野における節電対策が効果的です。



出典：資源エネルギー庁推計

図2：エアコン等の電気による暖房を中心とするオフィスビルにおける用途別電力消費比率

オフィスビル

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。	8%	<input type="checkbox"/>
	・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	<input type="checkbox"/>
空調	・テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う（次項参照）	4% (3℃下げた場合)	<input type="checkbox"/>
	・使用していないエリアは空調を停止する。	1%未満	<input type="checkbox"/>
OA機器	・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%	<input type="checkbox"/>
さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください			
空調	・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	4%	<input type="checkbox"/>
	・夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。	1%	<input type="checkbox"/>
	・熱源機（ガス熱源は除く）の温水出口の温度を低めに設定し、熱源機ヒートポンプ等の動力を削減する。	1%	<input type="checkbox"/>
	・空調機器の一斉の起動を避ける。（運転時間前倒し、フロア毎の時間調整等）	4% (1時間程度の効果)	<input type="checkbox"/>
メンテナンスや日々の節電努力もお願いします			
照明	・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。		<input type="checkbox"/>
	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)		<input type="checkbox"/>
空調	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。		<input type="checkbox"/>
	・電気室、サーバー室などで冷房を使っている場合には、可能な限り冷房を使わずに外気を取り入れる。または、空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。		<input type="checkbox"/>
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそれらを優先運転する。		<input type="checkbox"/>
	・暖房と冷房の同時使用による室内混合損失を避ける（次項参照）		<input type="checkbox"/>
コンセント動力	・ハロゲンヒーター等の暖房機器を個人で使用しない。		<input type="checkbox"/>
	・温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。		<input type="checkbox"/>
	・エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。		<input type="checkbox"/>
その他	・自動販売機の管理者の協力の下、適切な温度設定等を行う。		<input type="checkbox"/>
	・デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		<input type="checkbox"/>
	・コージェネレーション設備を所有している場合は、発電優先で運転する。		<input type="checkbox"/>
従業員やテナントへの節電の啓発も大切です			
節電啓発	・ビル全体の節電目標と具体的アクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。（次項参照）		<input type="checkbox"/>
	・節電担当者を決め、責任者（ビルオーナー・部門長）と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。		<input type="checkbox"/>
	・従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。		<input type="checkbox"/>

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

ビルオーナー・テナントの皆様へのお願い

■テナントの皆様へのお願い

<照明>

オーナーとご相談頂き、ビル全体として適度な明るさになるよう照明の間引きや照度の低下等の節電をお願い致します。

<空調>

個別の空調のスイッチをオフにしてください（オーナー側で空調を集中管理する場合）。

「19℃設定」にすると、オーナーが管理するビル全体の暖房と相まって、自動的に冷房が起動する可能性があります。（下図参照）

■ビルオーナーの皆様へのお願い

<照明>

①労働安全衛生法上の照度基準の下限値（300ルクス）を基本にビル全体で調整していただくようお願い致します。（例：750ルクス→400ルクス）

②ビル全体として適度な照度となるよう照明の間引きや照度の低下等、テナントの皆様へのお声掛けをお願い致します。

<空調>

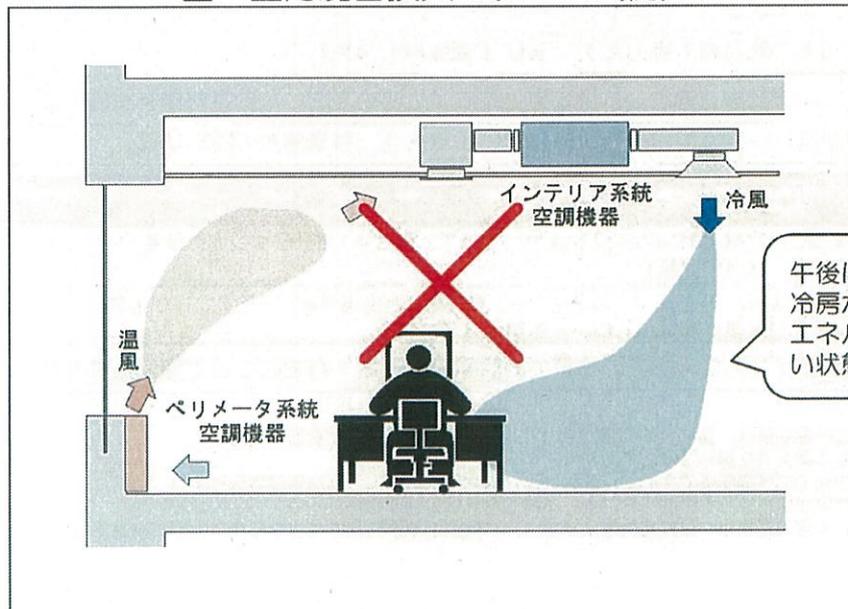
①可能な限り電気以外（ガス・石油等）を使用いただくとともに、特に窓際に設置されている空調機器（ペリメーター系）を使用される場合には、冷暖房同時運転による室内混合損失を回避するため（下図参照）、建物全体が適切な温度（19℃）になるようペリメーター系温度設定を室内中心部（インテリア系）の空調温度設定を低くする、午後に温度が上昇したらペリメーター系のスイッチを切る等の対策をお願い致します。
注）空調方式によって対策が異なりますので設備管理者とご相談下さい

②テナントの皆様には、不要な個別空調のスイッチをオフにいただく等のお声掛けをお願い致します。（可能な場合はオーナー様で空調の集中管理をお願い致します。）

<換気>

CO₂濃度を管理して頂き、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO₂濃度基準（1,000ppm以下）をベースとし、過度な換気による暖房効率の低下とならないようお願い致します。

図 室内混合損失のケース（例）



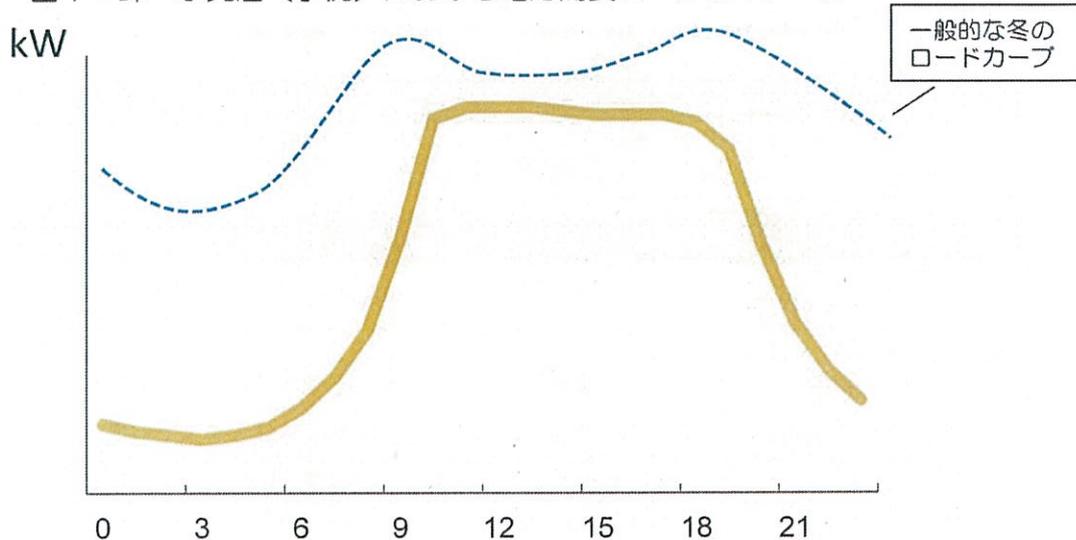
卸・小売店（百貨店、ドラッグストア など）

■卸・小売店の電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（冬期のピーク日）

- 平均的な卸・小売店においては、昼間（8時～21時）に高い電力消費が続きます。

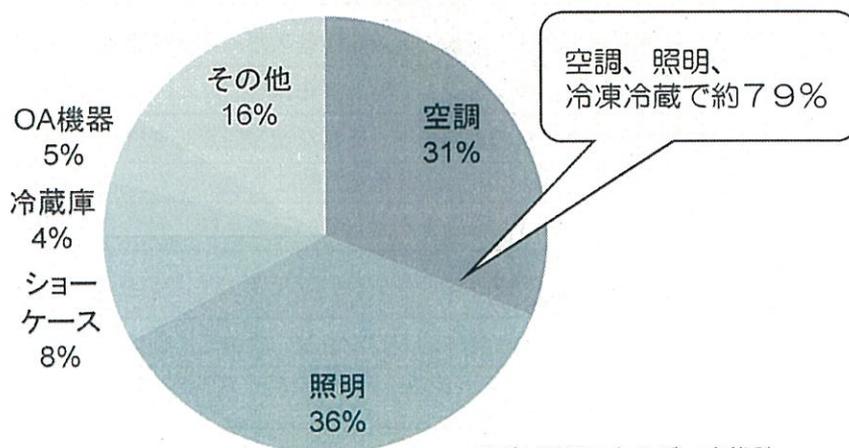
図1：卸・小売店（事例）における電力需要カーブのイメージ



出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（冬期のピーク時断面（例））

- 電力消費のうち、空調が約31%、照明が約36%、冷凍冷蔵（冷蔵庫、ショーケース等）が約12%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約79%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。



出典：資源エネルギー庁推計

図2：一般的な卸・小売店における用途別電力消費比率